

IFRS Developments

IASBがIAS第28号における公正価値オプションに関する修正案を公表

重要ポイント

- IASBは、どの関連会社及び共同支配企業への投資が公正価値オプションの対象となるかを明確化するため、IAS第28号の狭い範囲の修正を提案した。
- 本提案は、実務適用上のばらつき及びIFRS第18号に基づく損益分類への影響に対応するものである。
- 本公開草案は短縮されたコメント期間が適用されており、コメント期限は2026年4月20日である。

ハイライト

2026年2月19日、国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」において、どの関連会社及び共同支配企業への投資が公正価値オプションの対象となるかを明確化することを目的とした、狭い範囲の修正案 (公開草案: ED) を公表した。

これらの提案は、IAS第28号における公正価値オプションの適用における実務適用上のばらつき及び、その結果として生じるIFRS第18号「財務諸表の表示及び開示」に基づく損益計算書における収益及び費用の分類への影響に対応するものである。企業が、関連会社及び共同支配企業に対する投資の測定について、持分法からIFRS第9号「金融商品」に従った純損益を通じて公正価値で測定する方法へ変更することを認めるIFRS第18号の経過措置を適用するか否かを検討する中で、この問題はより顕著になっている。提案された狭い範囲の修正は、適用における一貫性を改善し、IFRS第18号の適用開始日に先立って明確化することを目的とする。

本公開草案は短縮されたコメント期間が適用されており、コメントの提出期限は2026年4月20日である。IASBは2026年半ばまでに修正案を最終化することを予定している。



背景

2025年10月、IASBは、利害関係者から寄せられた、IAS第28号における公正価値オプションの適用に関する意見を踏まえ、IAS第28号に対する狭い範囲の修正を検討するプロジェクトを作業計画に追加した。IASBは、公正価値オプションの適格性の判断及びIFRS第18号に基づく損益計算書における収益及び費用の表示への影響について、実務適用上のばらつきが存在するとの報告を受けた。特に保険業界の利害関係者は、IFRS第18号の適用準備を進めるに当たり、要件の明確化が有用であると指摘した。IFRS第18号は2027年1月1日以後開始する事業年度から適用されるため、IAS第28号に関連する修正も、適時に完了させる必要があることが強調された。

提案されている修正

本公開草案は、IAS第28号の第18項及び第19項に対する狭い範囲の修正を提案し、どの企業が公正価値オプションを選択することに適格であるのかを明確化するものである。この選択は、「ベンチャー・キャピタル組織、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業」に適用されるものとされている。

本公開草案は、「投資連動保険ファンド」という記述を削除し、代わりに、IFRS第18号第49(a)項に記載された特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業が「類似の企業」に含まれると明確化している。IASBは、この明確化により、IAS第28号における公正価値オプションの範囲に関する実務適用上の解釈のばらつき、特に特定の種類の企業が「類似の企業」に該当するかどうかの判断におけるばらつきへの対応を図っている。

本公開草案の開発にあたり、IASBは公正価値オプションの使用をすべての企業に拡大する案も検討したが、この提案は行わず、「類似の企業」の意味を明確にし、IAS第28号とIFRS第18号の相互作用から生じ得る結果の相違を最小限に抑えることに焦点を当てた狭い範囲での明確化を提案している。

本公開草案は、経過措置として以下を提案している：

- IFRS第18号をまだ適用していない企業の場合：修正はIFRS第18号の適用開始と同時に適用される
- IFRS第18号を早期適用している企業の場合：修正は、IFRS第18号C7項に従い、遡及的に適用される。

今後のステップ

コメント期限は2026年4月20日である。IASBは、本公開草案における提案について、コメント・レター及びコンサルテーションを通じて寄せられたその他のフィードバックを検討した上で、修正を公表するかどうかを決定する。



弊法人のコメント

本公開草案は、「類似の企業」という概念を、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業についてのIFRS第18号の記述と明示的に関連付けることにより、IAS第28号における公正価値オプションの適格要件を明確化するために開発されている。

特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業は、IFRS第18号への移行時に、持分法からIFRS第9号に基づく純損益を通じて公正価値で測定する方法へと、関連会社又は共同支配企業への投資の測定方法を変更することを検討する場合がある。この変更は、投資の測定に影響するのみならず、IFRS第18号に基づく表示にも影響を与える。

我々は、提案されている修正について利害関係者からのIASBへのフィードバックを強く推奨する。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法律サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は001334-26Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp